最上川第八漁業協同組合
内共14号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条　　この規則は、最上川第八漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい（はや）、こい、ふな、かじか、さくらます（やまめ）、いわな、やつめうなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」と いう。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条　　漁場区域内において第7条第1項及び第7条4項に掲げる漁具・漁法により遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭又はオンラインシステムで申請を行い、同項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2　組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の保護培養上又は漁場調整上著しく支障がある場合を除き、当該申請を承認するものとする。

（漁具・漁法の制限）

第3条　　第7条に規定する漁具・漁法以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

2　次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規　　模
小　網	1統（肩長さ15メートル以下、目合い30ミリメートル以下、25目掛以下）

3　次条第1項の規定による組合が定めて公示する日から1ヶ月間は、友釣り以外の漁具・漁法によりあゆの遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条　　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　種	期　　間
あ　ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
うぐい（はや）	3月1日から9月30日まで
か じ か	6月1日から翌年3月31日まで
もくずがに	9月1日から翌年4月30日まで
やつめうなぎ	7月1日から翌年5月9日まで
さくらます（海域での生活を経て淡水域で生活するものに限る。以下同じ。）	3月1日から8月31日まで
やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）、いわな	4月1日から9月30日まで
こい、ふな	3月1日から9月30日まで

2　前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第5条　　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
（1）　酒田市石名坂地内大石橋の上流150メートルに設置された落差溝から上流及び下流それぞれ100メートルの地点までの相沢川	周年
（2）　酒田市山元地内梁場橋から上流田沢川ダムまでの田沢川	
（3）　酒田市北俣地内十二滝の滝つぼから下流400メートルの堰堤までの相沢川	
（4）　酒田市山元地内田沢川ダム湖	
（5）　東田川郡庄内町清川地内河川公園内に設置された魚道から上流及び下流それぞれ50メートルの地点までの立谷沢川	

（全長等の制限等）

第6条　　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長等以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全 長 等
こい	10センチメートル
ふな、うぐい（はや）	5センチメートル
もくずがに	甲幅　5センチメートル

2　腹部に外卵を抱いているもくずがには採捕してはならない。

（水産資源の保護等に関する制限事項）

第7条　　第3条から前条までの規定にかかわらず、遊漁者は組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認めて公示した制限事項に従わなければならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条　　遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚　種	漁具・漁法	期　間	遊 漁 料
あ　　ゆ	友釣り どぶ釣り	1 日	5，000円
		1 年	15，000円
	掛け釣り乙 （船を使用しない者）	1 日	5，000円
		1 年	15，000円
うぐい（はや）、こい ふな、かじか いわな、やまめ もくずがに	竿釣、徒手（もくずがに） すくい網 やす（かじかに限る）	1 日	3，000円
		1 年	7，000円
さくらます	竿釣	1 日	5，000円
		1 年	15，000円

2　遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）の指示より納付する場合における遊漁料の額は、前項の遊漁料の額に1,000円を加算した額とする。

3　前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対　象　者	遊　漁　料
小学生及び中学生	無料
高校生及び70歳以上の者	第1項に規定する額の2分の1に相当する額（但し雑魚竿釣に限る。）
肢体不自由者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により	

身体障害者手帳の交付を受けて持っている者に限る。）	

4　特別遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚　種	漁具・漁法	期　間	遊 漁 料
あゆ、うぐい（はや） こい、ふな、いわな さくらます（やまめ）	投網	1 年	15，000円
あ　　ゆ	掛け釣り甲（船を使用する者）	1 年	15，000円
	小網	1 年	15，000円
やつめうなぎ	徒手採捕	1 年	8，000円

5　期間1年の遊漁料について2種類以上納付する場合は、1種を超える遊漁料の額からそれぞれ3,000円を控除した額とする。

6　遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条　組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名、住所
（2）承認期間
（3）魚種
（4）漁具・漁法
（5）遊漁区域
（6）遊漁料の額
（7）発行者名

2　遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第10条　この漁場区域内及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法によりする遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄に掲げる遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号、内共第2号、内共第3号、内共第4号、内共第5号、内共第6号、 内共第7号、内共第8号、内共第9号、内共第10号、内共第11号、内共第12号、 内共第13号、内共第14号、内共第15号、内共第16号、内共第17号、内共第18号、 内共第19号、内共第20号、内共第21号、内共第22号、内共第23号、内共第24号、 内共第25号、内共第26号、内共第27号、内共第28号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	竿釣（掛け釣りを除く）	1年間　31，000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間　20，000円

２　前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

３　第1項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４．遊漁者は、河川の堤防または護岸施設等を破損してはならない。

（漁場監視員）

第12条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

（１）氏名

（２）有効期間

（３）注意事項

（４）発行者名

（違反者に対する処置）

第13条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和６年１月１日から施行する。